



消 防 消 第 139 号

令 和 8 年 4 月 21 日

埼玉西部消防組合管理者 殿

消 防 庁 長 官

令和8年度（当初）緊急消防援助隊設備整備費補助金交付決定通知書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日付法律第179号）第6条第1項の規定により、令和8年4月16日付け埼玉消企第21号で申請のあった令和8年度（当初）緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）を交付することを決定したので、同法第8条の規定により下記のとおり通知する。

記

- 1 緊援隊補助金の交付の対象となる事業の内容、基準額及び補助金額は、交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 緊援隊補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

金15,960千円

- 3 補助事業者は、緊援隊補助金に関する法令及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）に従わなければならないものであること。

以上